

重要事項説明書

1. 事業所の名所・所在地

サークルケアトーケン

神奈川県横浜市旭区上白根1丁目33番地1号

2. 当事業所のサービス方針

- ・地域密着を中心として地域社会において奉仕の心を持って高齢者障害者のための支援事業を行う
- ・高齢者や障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう支援を行う
- ・地域社会において地域組織（市区町村・保険・医療・福祉サービス機関等）と連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする
- ・居宅介護計画書、介護マニュアルを作成してサービス提供を行う。

3. サービス提供実施地域

神奈川県 旭区・保土ヶ谷区・瀬谷区・緑区・神奈川区

4. サービスの内容

- ・移動介助

一日で終える範囲内買い物や日常生活上必要不可欠な外出時の介護をします。

- ・通学通所支援

特別支援学校・養護学校への登下校支援、生活介護等の日中活動系サービス事業所等への通所支援

※ 両サービスともに、公序良俗に反する目的に係る外出、宗教・政治的活動に係る外出、通勤・営業活動等の経済的活動に係る外出、通所・通学を除く通年かつ長期にわたる外出、その他社会通念上本制度を適用することが適当でないと認められる外出における支援は提供しません。

5. 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日 9:00～18:00

日曜日・年末年始（原則休業）

（12/29～1/3）

※電話対応時間は、24時間・年中無休で行います

6. 職員の勤務体制

・ 管理者	1 名
・ サービス提供責任者	1 名
・ 介護員	3 名（常勤 2 名 非常勤 1 名）
・ ガイドヘルパー	2 名（常勤 2 名 ）

7. サービスの利用料金

○利用者負担額

上記サービス利用に対しては、横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援サービス事業費が支給され、事業者が代理受領いたしますので、利用者は支払い決定明細兼負担額通知書の記載内容に基づいた請求書により、ご使用者負担額をお支払いいただきます。

※ 事業者が利用者に代わり受領した移動支援サービス費等の額については、ご利用者に通知します。

○サービス利用に係る実費負担

サービス提供に要する下記費用は、横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援サービスの対象ではありませんので、実費を頂きます

ヘルパー交通費	通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、本事業所のサービスを利用 される場合は、ヘルパーが訪問するための交通費をお支払いいただきます。
---------	--

その他	サービス提供中に、ヘルパーにかかる公共交通機関利用料、入場料当、800円以上の食費のご負担をその都度お支払いいただきます。
-----	---

○ご利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前期の料金・費用は一ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、下記の方法でお支払い下さい。

- | | |
|---|-----------------------|
| ① | ご指定された銀行・郵便局からの引落とし |
| ② | 下記指定口座への入金 |
| | 横浜銀行 鶴ヶ峯支店 普通 0286775 |
| | 名 義 株式会社 トーケン |

○ご利用の中止、変更について

ご利用予定日の前にご利用者のご都合により、移動支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合サービス実施日の前日9時までに

事業者申し出て下さい。

サービスの変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により、ご利用者が希望する時間にサービスが提供できないことがあります。その場合、他の利用可能日時をご利用者に提示するほか、必要な調整を致します。

8. サービスの利用方法

- (1) 障害者移動支援事業について横浜市障害者移動支援事業実施要綱に基づく移動支援事業支給決定を受けた方で、本事業所のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- (2) サービス利用が決定した場合は契約を締結し、移動支援計画を作成して、サービスの提供を行います。ご利用者の体調などの理由により、移動支援計画で予定されていたサービスが実施できない場合には、ご利用者の同意を得てサービス内容を変更します。ただし、利用前日の17時までの取り消しは無料で行いますが、それ以降は取り消し料として500円を頂きます。さらに当日現地で中止の場合はヘルパーの交通費を実費負担していただきます。
- (3) 適切なサービスを提供するために、同意を頂いた上で、ご利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用情報を活用させていただくことがあります。

9. 受給者証の確認

「住所」及び「利用者負担上限額」「支給量」等「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに事業所にお知らせ下さい。また、ヘルパーやサービス提供者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

10. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供毎に、実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、利用者にご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

なお、居宅介護計画及びサービス提供毎の記録を、サービス提供日より5年間保管します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催とその結果の周知(1年に1回以上)
- (2) 虐待の防止のための研修の定期的な実施(1年に1回以上)
- (3) 虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者： 管理者 加藤 理恵

12. 身体拘束の適正化について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体をほぼするため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。
- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - ア. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業員への周知徹底(1年に1回以上)
 - イ. 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ウ. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的実施(1年に1回以上)

13. 感染症対策について

事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の定期的開催及びその結果について従業員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止の為に訓練の定期的な実施

14. 業務継続計画の策定について

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施します。

15. 障害サービスの利用にあたって留意いただきたい事項

● 禁止事項

- (1) 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- (2) 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- (3) 職員に対するセクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）

16. 事業者からの契約の解除

事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後障害サービス契約を解除することができる。

- 職員の心身に危害が生じ、又は生じるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して障害サービスを提供することが著しく困難になったとき。
- 上記により契約を解除する場合、事業者は相談支援事業所または保険者である区市町村と連絡をとり、利用者の心身の譲許その他の状況に応じて、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を講じる。

17. 苦情等の受付

- (1) サービスに関する相談・苦情については、事業所の窓口までご連絡ください。

受付担当者 狩野 理恵 (954-1234)

解決責任者 星野 剣

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

★ 横浜市旭区役所 旭福祉保健センター

横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12

高齢・障害支援課 (954-6128)

★ かながわ福祉サービス運営適正化委員会

(311-8861)

★ 横浜市福祉調整委員会

(671-4045)